

都内各特定行政庁
建築主務部長 殿

東京都都市整備局
市街地建築部長 高橋 竜太郎

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の
一部を改正する条例の施行について（技術的助言）

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第 221 号）」において、劇場等の客席に係るバリアフリー基準が創設され、令和 7 年 6 月 1 日に施行されました。

このことを受け、全ての利用者がより使いやすい劇場等の客席の整備促進に向け、政令の基準に加え、車椅子使用者用部分の数、位置等について基準を整備するため、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例（令和 8 年東京都条例第 33 号）」が令和 8 年 3 月 31 日に公布されており、令和 8 年 10 月 1 日に施行されました。

つきましては、改正後の「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（以下、「条例」という。）第 11 条の 3 の運用等について、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知します。

なお、都内の指定確認検査機関に対しても、本内容につき通知していることを申し添えます。

記

1 劇場等の車椅子使用者用部分の数（条例第 11 条の 3 第 1 項）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下、「政令」という。）第 6 条に規定する劇場等の客席の各階において、当該階に設ける座席数に応じ、政令第 15 条に規定する車椅子使用者用部分を座席総数の 0.75% 以上かつ 2 席以上設置するよう定めるものである（図 1）。ここでいう「座席総数」とは、車椅子使用者用部分及び同伴者用のスペースを除く座席の数をいう。

なお、本条の規定は条例の基準適合義務の対象となる規模の劇場等が対象となり、集会場（一の集会室の床面積が 200 m² を超えるもの）及び公会堂については、全ての規模が対象となるので留意されたい。

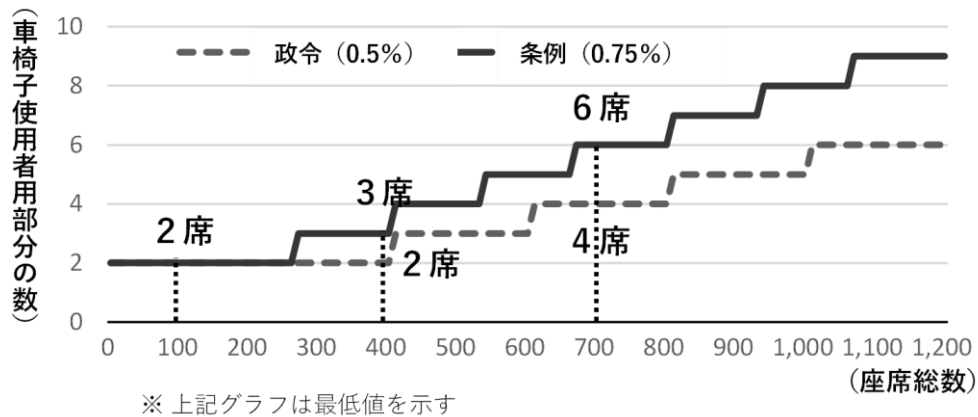


図 1

また、例えば、映画館のように、各階に複数のスクリーンが設置されているなど、当該階に複数の劇場等の客席がある場合は、それぞれの座席総数を基に車椅子使用者用部分の数を算定するものとする（図 2）。

（例）映画館の場合



図 2

なお、劇場等の客席が複数の「層」に分かれていて、当該「1 の層」が建築物の複数の階にまたがっている場合は、当該「1 の層」を「客席の各階」の「階」として考えるものとする（図 3）。

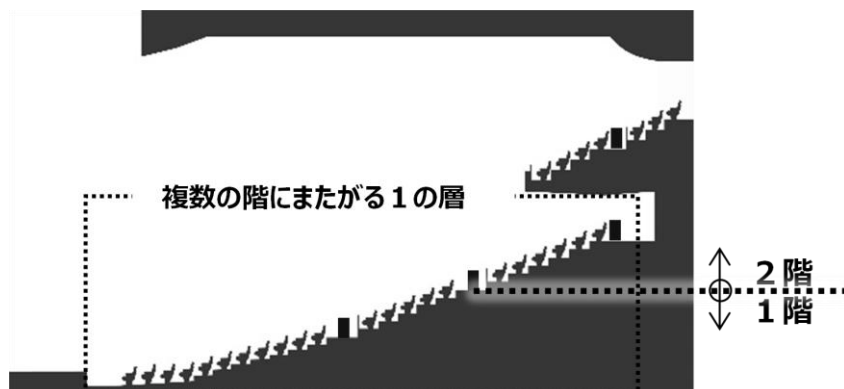


図 3

2 劇場等の客席における車椅子使用者部分等について（条例第 11 条の 3 第 2 項）

本規定においては、各車椅子使用者用部分の横に隣接して同伴者用のスペースを設けることを求めている（図 4）。

二以上の車椅子使用者用部分の間に同伴者用のスペースのみが設けられる場合は、当該車椅子使用者用部分は隣接しているものとみなすものとする。

なお、より柔軟な対応を可能とするため、火災予防条例等に則り可動椅子の設置が可能な場合には、同伴者用の客席は固定席ではなく可動椅子とすることが望ましい。

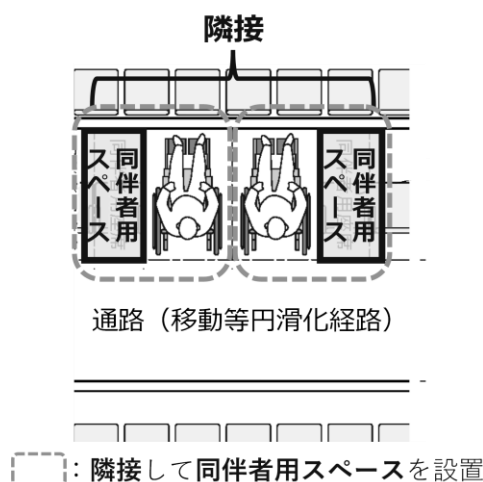


図 4

3 劇場等の客席における車椅子使用者用部分の配置について（条例第 11 条の 3 第 3 項）

本規定は、車椅子使用者用部分を水平・垂直（舞台等との距離・舞台等を見る方向が異なる位置）に分散して配置することで、舞台等の見え方・見やすさを含め、一般客席の利用者と同様に車椅子使用者が多様な客席の選択を可能とすることを目的とする（図 5）。

車椅子使用者用部分を配置する際には、劇場等の出入口から車椅子使用者用部分までの距離だけではなく、上記趣旨も踏まえることが望ましい。

スポーツやコンサート等のイベント中に観客が座席から立つことが想定される劇場等の客席では、車椅子使用者用部分の段床は、前列の観客が立っている状況で舞台等の見え方・見やすさを考慮した高さとするのが望ましい。

なお、車椅子使用者用部分の間に横通路が存する場合でも、同一の横通路に接して複数の車椅子使用者用部分を設けたものは水平（縦方向）に分散していないものとみなす（図 6）。

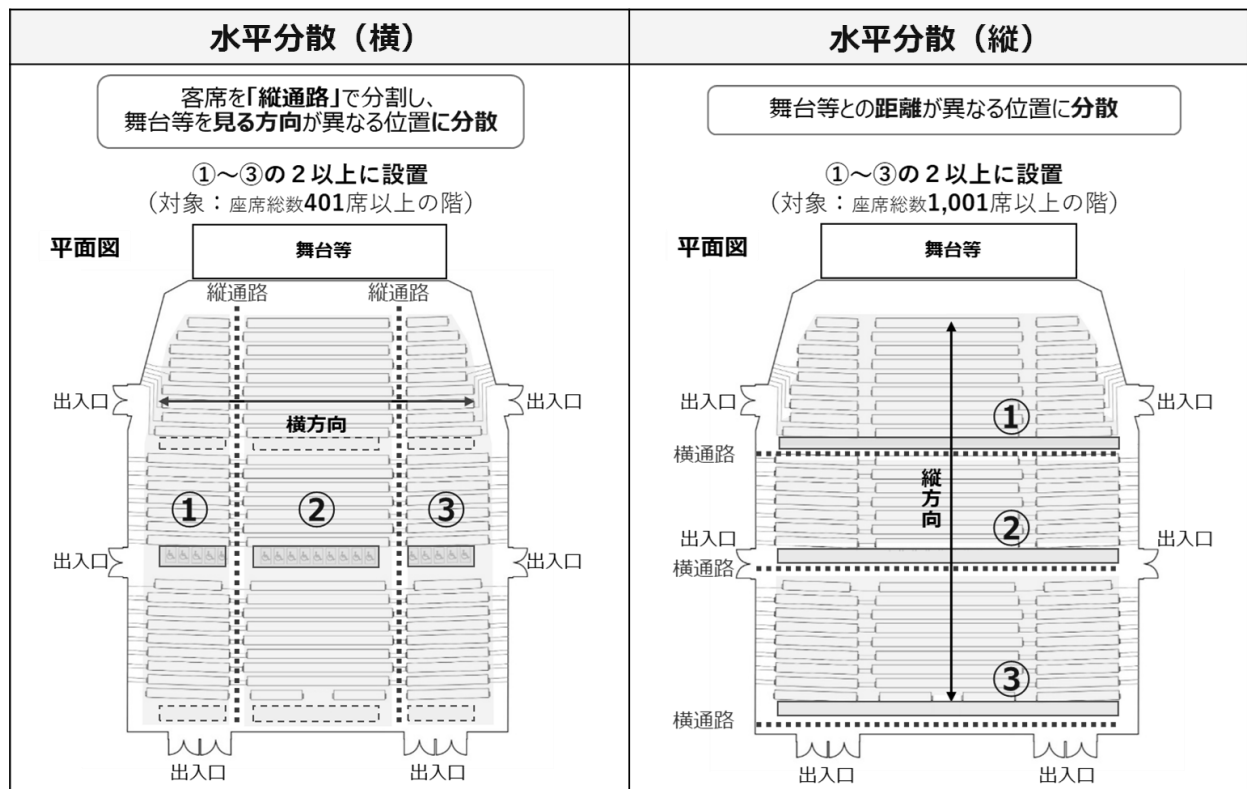


図 5

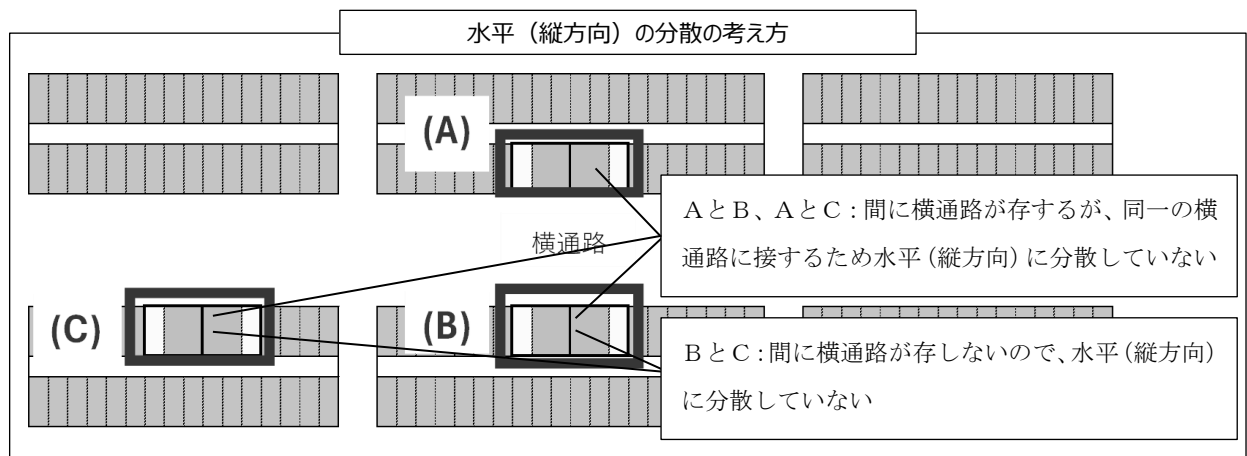


図 6

4 その他

条例には規定していないが、劇場等の客席の整備に当たり、より望ましい基準及び運用上の留意点として以下のとおり示す。

ア 条例の基準適用の対象外となる客席においても、車椅子使用者用部分を設けるとともに、車椅子使用者用部分について分散配置を行うことが望ましい。

イ 車椅子使用者用部分においては、電動車椅子充電用の電源等の必要性に配慮することが望ましい。

ウ 複数の同伴者がいる場合には、利用状況を考慮の上で、他の車椅子使用者の同伴者スペースも利用できるようにするなど、様々なニーズに対する柔軟な対応が望ましい。